

環境委員会資料

平成31年3月8日

**【陳情の審査】**

陳情第144号 生田浄水場用地に障害者スポーツ文化  
施設を建設し有効活用する陳情

上 下 水 道 局

## 陳情第144号 生田浄水場用地に障害者スポーツ文化施設を建設し有効活用 する陳情

### 1 陳情の要旨について

生田浄水場用地は、廃止されてから2年が経ち放置されたままになっています。一方、障害者スポーツ文化施設は、永年、建設を要望してきましたが実現していません。現在の井田の施設は老朽化し、また、用地としては狭く、交通の便も悪く、障害者にとっては利用しにくい施設です。そこで、障害者スポーツ文化施設を建設し生田浄水場用地を有効活用してください。

### 2 本市の考え方について

障害のある方が、身近な場所で日常的にスポーツに親しめる環境を整備することは、重要なことだと考えています。本市では、障害などの有無に関わらず、誰もがスポーツに親しみ、喜びを感じることができるよう、既存のスポーツ施設を活用し、快適に御利用いただける環境整備を進めているところです。こうしたことから、「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画（以下「整備計画」）」の見直しに当たっても、障害者スポーツ文化施設等を新たに建設することは想定しておりませんが、有効利用に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や川崎市福祉のまちづくり条例の規定を尊重した整備がされるように取り組んでいきます。

また、整備計画の見直しは、これまで地域住民との意見交換等を経て計画を策定してきた経緯を踏まえ、全面的な見直しではなく、公募が不調となったことを踏まえた必要最小限の見直しを行ったものです。